

新座市契約に係る労働環境の把握に関する特約条項

本契約においては、下記の条項を特約条項として追加するものとする。

記

(労働環境把握チェックシートの提出)

第1条 受注者は、本契約に係る労働環境に関し、新座市が指定する労働環境把握チェックシートを契約締結後に、また、工事については、労働賃金調査票（以下「調査票」という。）を工事完成後速やかに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新座市公共工事請負契約基準約款（平成11年新座市告示第137号。以下「約款」という。）第26条第1項又は第6項の規定による請求に基づき請負代金額の増額を行う場合は、その変更の契約を締結する日までに、労働賃金調査票を提出するものとする。

(調査票の対象となる労働賃金)

第2条 調査票の提出に当たり、労働賃金の把握の対象は、元請、下請にかかわらず、対象の契約における工事に従事する労働者で、公共工事設計労務単価で区分される51職種に該当するものに対する次の労働賃金とする。

(1) 約款第26条第1項の規定に基づく増額の変更契約を行う場合は、「新座市公共工事請負契約基準約款第26条第1項から第4項までの規定（全体スライド条項〔増額〕）の適用に関する基準」で定める基準日の属する年度の前年度末までの労働賃金とする。

(2) 約款第26条第6項の規定に基づく増額の変更契約を行う場合は、「新座市公共工事請負契約基準約款第26条第6項に関する運用基準」で定める基準日の直前の新労務単価適用までの労働賃金とする。

(3) 契約の履行後に提出する場合は、工期中の全ての労働賃金とする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、既に市長に提出した調査票がある場合は、その対象となった労働賃金を除く。

(調査票に記入する労働賃金)

第3条 調査票に記入する労働賃金は、職種ごとに、元請及び全ての下請それぞれにおいて最低賃金となる労働者の労働賃金とする。

(労働環境の調査)

第4条 発注者は、労働環境把握チェックシート等の内容に関して必要があると認めるときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する者からの聞き取りその他労働環境の把握に必要な調査を行うことができる。

(労働環境の改善要請)

第5条 発注者は、前条による調査の結果、本契約の履行に従事する者の労働環境が不適切であると認められる場合には、受注者に対し、労働環境の改善を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、当該要請により行った労働環境の改善に関する報告書を発注者に提出するものとする。

(入札参加停止の措置等)

第6条 発注者は、次に掲げる事項に該当するときは、受注者に対し、入札参加停止の措置等を講じ、又は本契約を解除することができる。

- (1) 労働環境の改善の要請に対する報告書の提出を怠った場合
- (2) 提出された報告書の内容に虚偽があった場合
- (3) 特別の事情がなく、提出された報告書の内容に改善点が見受けられない場合